

違反行為に対する件数

違反内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (R7.5.16現在)
条例第6条第1項の確認を受けずに工事を着手した。	11件	5件	11件	3件
排水設備の汚水系統が汚水本管へ接続されていない。	1件	-	1件	-
排水設備の雨水系統が汚水系統へ接続した。 (ただし、合流地域を除く)	-	-	-	2件
指定工事店以外の者が排水設備工事を行った。	11件	15件	5件	2件
条例第7条第1項の完了届提出を怠り、検査を受けなかった。	9件	-	4件	2件
千葉県内に営業所がなくなった。	-	-	-	-
千葉県水道事業給水条例の規定による 指定給水装置工事事業者の資格を喪失 してから14日以内に廃止届を提出しなかった。	-	-	1件	-
選任の責任技術者が欠けてから14日以内に 新たな責任技術者を選任できなかった。	-	-	-	-
破産者で復権を得ない者に該当した。 (法人の場合は、その代表者及び役員)	-	-	-	-
松戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は 同条第3号に規定する暴力団員に該当したとき。 (法人の場合は、その代表者及び役員)	-	-	-	-
指定申請書類等に虚偽の内容を記載した。	-	-	-	-
千葉県水道事業給水条例の規定による指定停止処分を受けた。	-	-	-	-

行政指導及び行政処分に対する件数

	行政指導及び行政処分内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (R7.5.16現在)
指定工事店	文書注意	8件	-	2件	2件
	文書警告	11件	-	13件	3件
	3ヶ月の指定停止	1件	-	-	-
	6ヶ月の指定停止	1件	-	-	1件
	指定取消	-	1件	1件	-
指定工事店外	5万円以下の過料	11件	15件	5件	2件